

制度の名称	生活保護															
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与															
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 生活扶助額の例（※令和4年4月1日時点） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都区部</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>156,990円</td> <td>137,860円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>76,880円</td> <td>65,200円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>119,920円</td> <td>104,790円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>188,780円</td> <td>166,590円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※児童養育加算、母子加算を含む。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html</p>		東京都区部	地方郡部等	3人世帯（33歳、29歳、4歳）	156,990円	137,860円	高齢者単身世帯（68歳）	76,880円	65,200円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	119,920円	104,790円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,780円	166,590円
	東京都区部	地方郡部等														
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	156,990円	137,860円														
高齢者単身世帯（68歳）	76,880円	65,200円														
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	119,920円	104,790円														
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,780円	166,590円														
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。															
お問い合わせ	都道府県、市又は福祉事務所設置町村の福祉事務所 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimuso/index.html															